

社会福祉法人神川町社会福祉協議会車いす貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅でかつ緊急的かつ一時的に車いすを必要とする者に、日常生活上の負担軽減や、社会参加等のための用具として貸出を行うほか、学校や地域における福祉体験活動等の用具として貸出することにより、町民の地域福祉に対する関心と理解を深めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として神川町町内に住所を有し、緊急的かつ一時的に車いすの利用を希望する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 傷病のため一時的に必要とする者
- (2) 病院又は福祉施設等からの一時帰宅のために必要とする者
- (3) 外出、旅行で一時的に必要とする者
- (4) 車いす体験等、学校や地域の諸行事で必要とする者
- (5) 前号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

2 前項に該当する者のうち、公的制度による車いすの交付又は貸与を受ける資格を要する者は、原則として対象としない。

(貸出しの手続)

第4条 車いすの貸出を受けようとする者は、車いす借用申請書(様式第1号)により、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、第3条に規定する要件を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

3 会長は、前項により貸出の決定をしたときは、利用者に対し、車いす貸出承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(貸出期間)

第5条 車いすの貸出期間は、1ヶ月以内とする。ただし、次の各号に該当する場合は最長3ヶ月とする。

- (1) 車いす購入に1月以上を要する場合
- (2) その他、会長が特に必要と認めた者

(費用)

第6条 車いす貸出費用は、無料とする。ただし、貸出期間中の維持管理は、利用

者の責任において行うものとする。

(運 搬)

第7条 車いすの運搬は、原則として利用者が行うものとする。ただし、運搬が困難な場合は、町社協職員が代行することができる。

(禁止事項)

第8条 利用者は、貸出を受けた車いすを町社協に無断で第三者に譲渡または貸与してはならない。

(返 却)

第10条 利用者は、貸出を受けた車いすを、許可を受けた貸出期間内に町社協へ返却する。

2 利用者は、車いすの清掃を実施しなければならない。

3 町社協職員は、返却を受けた車いすを利用者とともに点検する。

(損害賠償義務)

第11条 車いすの毀損又は亡失が故意もしくは重大な過失によると認められるときは、その対価の全部又は一部を弁償しなければならない。

(通知義務)

第12条 次の各号に該当する場合、利用者は速やかに町社協に通知をしなければならない。

(1)車いすに異常を感じた場合

(2)貸出期間中に住所や連絡先が変更となった場合

2 前項第1号に該当する場合、利用者は直ちに車いすを中止しなければならない。

(貸出中の事故)

第13条 貸出を受けた車いすの利用により生じた事故について、町社協は一切の責任を負わないものとする。

(貸出の中止)

第14条 利用者がこの要綱に定める義務や禁止事項を遵守しない場合、町社協は直ちに車いすの貸出を中止し、返却させることができる。

(委 任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、神川町社会福祉協議会車いす貸出し規程は廃止する。

様式第1号

神川町社会福祉協議会車いす借用申請書

借用者	住所	神川町大字				
	氏名		年齢	歳	電話番号	
使用目的						
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					

車いす番号		貸出時取扱者	
-------	--	--------	--

上記のとおり、車いすの借用を申請します。

令和 年 月 日

神川町社会福祉協議会会長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
使用者との関係()
電話 _____

※車いすの使用に際しては、神川町社会福祉協議会車いす貸出事業実施要項はもとより、次の事項を誓約いたします。

- (1) 借用した車いすは、上記使用期間内に責任をもって返還します。
- (2) 当方の故意または、重大な過失により車いすを紛失もしくは破損、汚損させたときは、責任をもって現状に復します。
- (3) 車いすを小損(パンク等)させたときは、責任をもって原状に復します。

返還年月日	令和 年 月 日	取扱者	
-------	----------	-----	--